

## 訪問系サービスについて

障害保健福祉関係主管課長会議資料より（令和3年3月12日開催）

### ●入院中の重度訪問介護の利用について

平成30年4月から、重度訪問介護を利用する障害支援区分6の者については、入院又は入所中の病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院及び助産所（以下「病院等」という。）においても重度訪問介護を利用できるとされたところであるが、病院等の側においてそのことが理解されておらず、利用者が入院時にヘルパーの利用を認めてもらえないといった声が寄せられている。

病院等での重度訪問介護の利用については、「特別なコミュニケーション支援が必要な障害者の入院における支援について」（平成28年6月28日 付け保医発0628 第2号厚生労働省保険局医療課長通知）により、「看護に当たり、コミュニケーションに特別な技術が必要な障害を有する患者の入院において、入院前から支援を行っている等、当該患者へのコミュニケーション支援に熟知している支援者が、当該患者の負担により、その入院中に付き添うことは差し支えない」とされているところであり、これは、保険医療機関等による当該付き添いに係る諾否を要せず入院中の支援者の付き添いが可能であることとされたものである。

病院等に入院又は入所中には、健康保険法の規定による療養の給付等が行われることを踏まえ、重度訪問介護により提供する支援については、利用者が病院等の職員と意思疎通を図る上で必要な支援等を基本としているが、病院等で重度訪問介護を希望した者が会話することが可能な状態であることだけをもって、病院等での重度訪問介護の利用を認めないとした事例があるとの声が寄せられている。意思疎通の支援については、その一環として、例えば、適切な体位交換の方法を病院等の職員に伝えるため、重度訪問介護従業者が病院等の職員と一緒に直接支援を行うことも想定されているので、病院等に入院又は入所中の重度訪問介護の提供に当たっては、重度訪問介護により具体的にどのような支援を行うかについて、個々の利用者の症状等に応じて、病院等の職員と十分に調整した上で行うよう、願いたい。

### ●同行援護について

#### ① 同行援護従業者要件の経過措置について

地域生活支援事業における盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業に従事する盲ろう者向け通訳・介助員については、令和3年3月31日までの間、同行援護従業者養成研修（一般課程）を修了したものとみなす経過措置を設けているが、本経過措置については令和6年3月31日まで延長する。

## ●行動援護について

### ① 居宅内での行動援護の利用について

行動援護については、平成26年4月よりアセスメント等のために居宅内において行動援護を利用することが可能であるが、アセスメント等のための利用以外であっても、居宅内での行動援護が必要であるとサービス等利用計画などから確認できる場合には、従前より外出の前後に限らず居宅内でも行動援護を利用可能であるので、利用者が必要なサービスの適切な支給決定にご留意いただきたい。

### ② 行動援護従業者養成研修等の旧カリキュラムによる実施の経過措置

行動援護従業者養成研修及び重度訪問介護従業者養成研修カリキュラムについては、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年厚生労働省告示第538号）において規定しているが、令和3年3月31日までの間は、改正前のカリキュラムで研修を実施しても差し支えないとする経過措置を設けている。

今般、改正前のカリキュラムにより令和2年度中に実施予定だった研修が新型コロナウイルスの感染拡大を理由に、やむを得ず令和3年4月以降に延期になるとの事例が複数確認されたことから、強度行動障害支援者養成研修と同様に、原則として令和3年度は改正後のカリキュラムにより実施するものとしつつ、改正前のカリキュラムにより実施することも可能となるように、当該経過措置を令和4年3月31日まで延長する。

### ③ 支援計画シート及び支援手順書の情報管理の徹底について

行動障害を有する者への支援については、一貫性のある支援を行うために支援計画シート及び支援手順書を作成し、関係者間で必要な情報を共有することが重要である。

他方、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号）第36条に規定のとおり、行動援護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者の情報を漏らしてはならないこととされており、また、他の事業者等に対して、その情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得ておく必要があるため、利用者の情報の取り扱いには改めてご留意願いたい。

県内における同行援護従業者養成研修開催予定（令和3年度）

指定事業者	開催予定
公益財団法人 介護労働安定センター香川支部 住所 高松市寿町1丁目3番2号 高松第一生命ビルディング6階 TEL 087-826-3907 URL <a href="http://www.kaigo-center.or.jp/shibu/kagawa/">http://www.kaigo-center.or.jp/shibu/kagawa/</a>	一般課程
	未定
	免除講習
	未定
	応用課程
	未定
社会福祉法人 高松市社会福祉協議会 住所 高松市福岡町二丁目24番10号 TEL 087-806-0500 URL <a href="http://www.takamatsushi-shakyo.or.jp/">http://www.takamatsushi-shakyo.or.jp/</a>	一般課程
	10月13日（水）・10月15日（金）・10月19日（火）
	免除講習
	10月15日（金）
	応用課程
	11月12日（金）・11月16日（火）
株式会社 ニチイ学館 高松支店 住所 高松市サンポート2-1 高松シンボルタワー13階 TEL 087-821-8030	一般課程・応用課程
	実施予定なし
公益財団法人 香川県視覚障害者福祉協会 住所 高松市番町一丁目10番35号 香川県社会福祉総合センター4階 TEL 087-812-5563 URL <a href="http://shikaku.sakura.ne.jp/">http://shikaku.sakura.ne.jp/</a>	一般課程
	9月22日（水）・9月27日（月）・10月2日（土）
	応用課程
	10月15日（金）・10月16日（土）
株式会社 キャリア福祉カレッジ 住所 高松市林町2217-15 香川産業頭脳化センタービル4階 TEL 0120-13-0488 URL <a href="http://career-fukushi.com/">http://career-fukushi.com/</a>	一般課程
	9月19日（日）、9月26日（日）、10月3日（日）
	応用課程
	11月21日（日）、11月27日（日）
株式会社 mitsuki 住所 東京都千代田区神田須田町1-10-4-908	一般課程
	未定
	応用課程
	実施予定なし

※ 定員・申込時期等は各自でお問い合わせください。

※ 開催時期については変更となる場合があります。

県内における重度訪問介護従業者養成研修開催予定（令和3度）

指定事業者	開催予定
特定非営利活動法人 自立ケアシステム香川  住所 高松市田村町1200番地1 TEL 087-866-6317 URL <a href="https://care-system-kg.jimdo.com/">https://care-system-kg.jimdo.com/</a>	(統合課程)
	第1回 4月13日（火）・4月15日（木）・4月20日（火）・4月22日（木）
	第2回 5月11日（火）・5月13日（水）・5月18日（火）・5月20日（木）
	第3回 7月13日（火）・7月15日（木）・7月20日（火）・7月22日（木）
	第4回 8月10日（火）・8月12日（木）・8月17日（火）・8月19日（木）
	第5回 9月14日（火）・9月16日（木）・9月21日（火）・9月23日（水）
	第6回 11月16日（火）・11月18日（木）・11月23日（火）・11月25日（木）
	第7回 12月14日（火）・12月16日（木）・12月21日（火）・12月23日（木）
	第8回 1月11日（火）・1月13日（木）・1月18日（火）・1月20日（木） 第9回 3月15日（火）・3月17日（木）・3月22日（火）・3月24日（木）

※ 定員・申込時期等は各自でお問い合わせください。

※ 開催時期については変更となる場合があります。

## 行動援護従事者養成研修に係る県下の状況について

- 1 行動援護従事者（サービス提供責任者、従業者）については、令和 3 年 3 月 31 日までに「行動援護従事者養成研修」を修了しておくことと、一定の実務経験が必須要件となりますが、現在のところ県内には新カリキュラムで研修できる養成事業所はありません。

このため、県外で実施されている養成研修を計画的に受講いただくなど事業の継続に遺漏がないよう御留意ください。

- 2 なお、川部みどり園で実施している「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修、実践研修）」を修了することにより、「行動援護従事者養成研修」を修了したとみなされます。

受講に際しては、実施日時、定員等御確認の上、計画的な受講に努めてください。

- 3 また、平成 27 年度から研修のカリキュラムに所要の修正がなされ、強度行動障害を有する者への生活支援に関わる事項が強化された経緯に鑑み、平成 26 年度以前に「行動援護従事者養成研修」の受講を修了している行動援護従事者については、一定の実務経験の下で引き続き業務に就くことについて支障はありませんが、新カリキュラムでの「行動援護従事者養成研修」もしくは「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修、実践研修）」を受講することが望ましいと考えますので申し添えます。

- 4 川部みどり園で実施している各種研修については、電子メールによる案内を行っており、郵送案内は行っておりません（ホームページ掲載は従来どおりです）。

「電子メール案内申込」については、川部みどり園ホームページ（URL は以下のとおり）にて所要の様式をダウンロードできるようにしていますので、必要に応じて御活用ください。

○川部みどり園ホームページ URL

[https://www.pref.kagawa.lg.jp/content/dir1/dir1\\_4/dir1\\_4\\_1/wgffuch200330093222.shtml](https://www.pref.kagawa.lg.jp/content/dir1/dir1_4/dir1_4_1/wgffuch200330093222.shtml)